

城南家保ニュース Vol.24-10

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/1018/>



新年、明けましておめでとうございます。

新年、明けましておめでとうございます。皆様、穏やかな新年を迎えられたことと思います。昨年は幸い、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの悪性家畜伝染病の発生はありませんでした。しかしながら、アジア諸国では中国での口蹄疫の発生や、台湾における高病原性鳥インフルエンザの続発など、国内への侵入リスクは依然高い状態が続いています。また、高病原性鳥インフルエンザにおいては、これからが発生の高まる時期ですので、引き続き警戒が必要です。

今年も関係者一体となり、高い危機意識を持って防疫対策に万全を期することで、「平穏無事」な一年になりますよう、よろしくお願い申し上げます。



定期報告及び熊本県畜産統計について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、平成 23 年から家畜の飼養者は、飼養管理状況を年に 1 回報告すること（定期報告）が義務づけられています。平成 25 年からは熊本県畜産統計のための調査と定期報告を一元化することになりました。各家畜の飼養者におかれましては市町村から配布されました調査様式に平成 25 年 2 月 1 日現在の飼養衛生管理状況をご記入のうえ、ご提出をお願いします。また、市町村におかれましては、調査票【〇〇・遵守状況】（家畜保健衛生所保管）について、平成 25 年 3 月 26 日（火）までに家畜保健衛生所へ送付していただきますようお願いいたします。



小規模飼養の家畜飼養届の提出をお願いします

上記の定期報告と同じく、小規模飼養者の方も下記の家畜を 1 頭（羽）以上飼育されている場合は、毎年 1 回（2 月 1 日現在）、家畜の種類と頭羽数について県に報告することが義務付けられております。小規模所有者の方は市町村へご連絡され、定期報告書にご記入いただき各市町村まで送付をお願いいたします。様式については、城南家畜保健衛生所または各市町村へお尋ねください。



※ 小規模飼養者について：

水牛（1頭以下）

鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし（6頭未満）

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥（100羽未満）

だちょう（10羽未満）

春節における口蹄疫の防疫対策強化について

12月号でもお伝えしましたが、中国や台湾をはじめとした近隣諸国では、現在も口蹄疫の発生が続いており、我が国への侵入リスクは依然として高い状況が続いております。これから春節を迎えるにあたり、アジア地域における人・物の移動が盛んになり、それに伴い口蹄疫ウイルスの侵入の可能性が高まることが懸念されるため、以下のことについてなお一層の注意を払っていただきますようよろしくお願いいたします。

～畜産関係者の海外渡航について～

畜産関係者に関しましては、口蹄疫が発生している国への渡航を可能な限り自粛するようお願いします。仮に、渡航される場合は以下の点について注意してください。

- ・ 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと
- ・ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ・ 帰国の際は、到着した空海港の動物検疫カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること
- ・ 帰国後一週間は、衛生管理区域内に立ち入らないこと
- ・ 海外で使用した衣服・靴などは衛生管理区域に持ち込まないようにし、やむを得ず持ち込む際は、事前に洗浄・消毒その他の措置を講ずること



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	12月12日	豚	O型
	台湾	11月23日	豚	O型
	中国	11月19日	豚	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	12月13日	家きん	H5亜型
	台湾	11月17日	家きん	H5N2
	バングラディシュ	10月23日	家きん	H5N1

2013年1月7日現在